

市原市立中央図書館資料収集方針

1 目的

この市原市立中央図書館資料収集方針(以下「収集方針」という。)は、市原市立中央図書館設置条例(平成3年3月25日条例第2号)第2条に規定する事業を十分且つ円滑に実施するため、資料の収集に関して必要な事項を定める。

2 基本理念

市原市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)及びその蔵書を有する施設(以下「各読書施設」という。)では、図書館法等の法令及び市原市立中央図書館設置条例に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するための図書館資料を収集する。

3 収集方針

- (1) 市原市の基本構想、基本計画、個別計画及び、図書館の事業計画等に留意する。
- (2) 市全体の生涯学習を支えるため、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集する。
- (3) 利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資するような資料を収集する。
- (4) 国内で発行される資料を中心に、発行部数、流通形態に関わらず収集する。
- (5) 市原市に関係する資料は網羅的に収集する。
- (6) 中央図書館においては、市内唯一の公立図書館として市内全域をサービス対象とした収集を行う。
- (7) 各読書施設においては、自館の利用状況に留意するとともに、所在地域の特性も考慮する。
- (8) 中央図書館においては、基礎的・入門的な資料及び専門的な実用書も収集する。それ以外の各読書施設においては、基礎的・入門的な資料を中心に収集する。
- (9) 著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれることなく、あらゆる思想・主張が共存するように資料の収集を図る。
- (10) 収集方法は、購入、寄贈及び寄託による。

4 収集する資料の種類

収集資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 障がい者用資料
- (5) 紙芝居
- (6) その他
 - ・電子資料
 - ・マイクロ資料

・地図等

(7) この収集方針に定めるもの以外の資料を収集する場合には、別に定める「市原市立中央図書館資料選定基準」による。

5 指導・助言

中央図書館は、各読書施設における図書館資料の選定について指導・助言を行う。

6 その他

収集した図書館資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び各読書施設またその職員が支持することを意味するものではない。

付則

平成7年4月1日施行

平成29年4月1日改正